

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	76 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	68 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月から6年2月まで
② 平成6年4月から7年3月まで

私は、ねんきん特別便が来たので、平成20年の春ころ、A社会保険事務所（当時）に行って相談したところ、未納期間があると言われた。申立期間の保険料は、母が納付してくれたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人の母が納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が平成8年4月1日に払い出されており、当該時点ころ過年度納付可能な平成6年3月から7年3月までの期間のうち、時効直前の6年3月のみが納付されていることが確認でき、同様に過年度納付が可能な申立期間②の保険料が納付されていないのは不自然である。

しかしながら、申立期間①の国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出された平成8年4月1日時点では時効により納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年8月までの期間、47年4月から同年9月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から同年8月まで
② 昭和47年4月から同年9月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで

私は、夫婦で国民年金に加入し、保険料は妻が夫婦の分を納付してきた。申立期間①当時はアパートに来ていた集金人に妻が3か月ごとに夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間②及び③はA市に転居してからの時期で、会社を辞めて以降、妻が夫婦二人分を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月以降60歳に至るまで申立期間①、②及び③を除き国民年金加入期間中は保険料をすべて納付し、転居に伴う国民年金の住所変更手続も適切に行っており、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出され、特殊台帳及びA市被保険者名簿により納付日が確認できる期間についてすべて同一日に納付しており、夫婦一緒に保険料を納付していたと考えられることから、その妻が納付済みである申立期間①も納付されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、申立期間②直後の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料を49年4月に過年度納付していることが特殊台帳により確認でき、同期間と同一年度で、過年度納付が可能な申立

期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間③については、申立人は、申立期間③前後の期間の国民年金保険料を現年度納付しており、3か月と短期間である申立期間③の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年4月から同年9月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで

私は、夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦の保険料を納付してきた。昭和46年にA市に転居してからも、夫が会社勤めをしていたとき以外は、当初は自宅に来ていた集金人に、納付書になってからは住宅ローンを支払っていたB金庫C支店で私が夫婦二人分を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月以降60歳に至るまで国民年金加入期間中は申立期間を除き保険料をすべて納付し、転居に伴う国民年金の住所変更手続も適切に行っており、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間①については、申立人は申立期間①直後の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料を49年4月に過年度納付していることが特殊台帳により確認でき、同期間と同一年度で、過年度納付が可能な申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間②については、申立期間②のうち昭和49年10月から同年12月までの期間は、夫婦一緒に納付してきたとする申立人の夫は納付済みである上、申立人は申立期間②前後の期間の保険料を現年度納付しており、6か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から40年3月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から1か月の未納もなく国民年金保険料を納付した。平成20年に「ねんきん特別便」により未納期間があることを知り、A社会保険事務所（当時）に問い合わせをしたところ、1か月は手違いということで訂正されたが、申立期間が未納とされていることに納得できない。当該期間の国民年金保険料は、当時住んでいたB区役所の窓口で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時居住していたB区役所の窓口で納付したはずであると主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳によれば、昭和37年4月から同年10月までの国民年金印紙検認記録欄にB区の検認印が確認できることから、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

また、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められ、8か月と短期間の申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、昭和37年10月の国民年金保険料は、申立人が所持する国民年金手帳の検認印により、平成20年5月2日に記録訂正がなされており、行政側の記録管理に誤りが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月及び同年3月

私は、勤めていた会社を退職した際には、年金に未加入期間があつてはいけないと思い、必ず国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間についても、会社を退職後、すぐにA市役所（現在は、B市役所）本庁の国民年金窓口で国民年金加入手続を行った。申立期間は年度末であったこともあり、加入手続を行うと同時に昭和61年2月及び同年3月の2か月分の納付書を同窓口にて、その場で発行してもらい、保険料は同市役所内の正面玄関から入って右側にある窓口で手元にあった現金で納付した。その後の保険料は自宅に届いた納付書で納付していた。未納通知が届いたことは無く、62年に第3号被保険者の手続を行った際にも、申立期間が未納となっているとは言われなかった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は厚生年金保険被保険者資格喪失直後で年度末の2か月間に当たるところ、A市役所では、年度末に当たる時期の国民年金加入時における納付書の発行について、希望があつた場合にはその場で納付書を発行することは可能であつたとしており、国民年金加入手続を行うと同時に保険料の納付書を発行してもらつたとする申立人の申述に不自然さは見られない。

また、申立人が納付したと申述している同市役所内の位置付近には、申立期間当時はC銀行（現在は、D銀行）の窓口が設置されていたことから、申立人の記憶と一致している。

さらに、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付しており、2か月と短期間である申立期間について納付できなかったとする経済的事実もうかがえない。

その他の事柄を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料について、結婚後に区役所の職員が自宅に国民年金の加入勧奨に来たので、国民年金手帳の発行日である昭和 37 年 12 月 24 日に A 区役所 B 支所 C 出張所で加入手続きし、その場で 36 年 4 月から 37 年 12 月までさかのぼって一括納付しました。それ以降 39 年 3 月までは定期的に納付しているはずであり未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、結婚後に区役所の職員が自宅に国民年金の加入勧奨に来たので、国民年金手帳の発行日である昭和37年12月24日にA区役所B支所C出張所で加入手続きし、その場で36年4月から37年12月までさかのぼって一括で納付し、それ以降39年3月まで定期的に納付したはずであると主張しているところ、同区役所の37年の広報によると、区役所の職員が訪問による加入勧奨を行っており、出張所で国民年金の加入手続き及び現年度保険料の納付ができたとする記述が確認できることから、申立期間のうち、37年4月から39年3月までの期間については、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人が所持している国民年金手帳のうち、申立期間直後の昭和39年度の検認欄には、印紙検認の記録が無いが、オンライン記録では納付済みとなっていることから記録の不整合が見られる上、申立期間後の国民年金の加入期間はすべて納付済みであることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間については、国民年金手帳発行日からすると当該期間は過年度保険料となるが、過年度保険料は現年度保険料とあわせて一括納付することができず別途納付書で納付する必要があるが、申立人は当該納付に係る領収書を受け取った記憶も無く、同区役所B支所C出張所以外で納付した記憶も無いと申述している。さらに、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 及 び 同 年 5 月

申立期間の国民年金保険料について、結婚後に妻が夫婦二人分の国民年金保険料を昭和 51 年から納付するつもりでいたが、区役所の職員にさかのぼって 50 年から納付することができると言われたので、妻が夫婦二人分を 50 年から納付したはずであり、妻が納付済みであるのに私の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、結婚後にその妻が夫婦二人分の保険料をさかのぼって昭和50年から納付したはずであると主張しているところ、オンライン記録では申立期間の直前及び直後の期間は納付済みである上、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする妻は申立期間が納付済みであることから、2か月と短期間の申立期間の保険料を申立人のみ未納とするのは不自然である。

また、結婚後に夫婦の保険料納付を任された申立人の妻は、当初昭和51年から夫婦二人分の保険料を納付するつもりでいたが、50年から納付できることを聞きさかのぼって納付したと証言しているところ、オンライン記録では申立人の妻は50年4月から納付済みとなっていることから、申立人の妻の証言は信^{びょう}憑性が高いものと認められる上、申立期間の保険料を納付できなかったとする経済的事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月まで
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 36 年ころ、申立期間当時居住していた A 区にある B 寮に、黒い服を着た同区役所の男性集金人が、「国民年金制度ができたので、加入しませんか」と勧奨に来たので、私は同じ寮に居住していた C 氏と一緒にその場で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料はその翌月くらいから、C 氏と一緒にその集金人に渡していた。当時の保険料額の記憶は無く、C 氏は既に他界しており、証言を得ることはできないが未納であることに納得できない。また、56 年 1 月から同年 3 月までについては、D 市役所 E 支所において納付しているはずであり、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、D 市役所 E 支所において、国民年金保険料を納付していたとしているところ、オンライン記録では、申立期間②に接する前後の期間の保険料は納付済みであることが確認できる上、3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付しなかったとする特段の事情も見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人は昭和 36 年ころ、同じ寮に居住していた C 氏と一緒に A 区役所の職員を通じて、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとしているが、その C 氏について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後 700 人の被保険者を確認したところ該

当者が存在しない上、氏名検索においても該当被保険者が見当たらず、そのC氏の加入及び納付状況は確認ができなかった。

また、申立人から申立期間①当時の国民年金保険料額及び保険料の納付間隔についての具体的な供述を得ることができなかった上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和61年8月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月31日から同年8月9日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和61年7月31日に喪失したことになるが、私は、同年8月8日付けで解雇されるまで同社に勤務していた。解雇通知書及び同年7月分（給与）支給明細書を保有しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日及びB基金の加入員資格の喪失日は、いずれもオンライン記録と同じ昭和61年7月31日であることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人と同様に昭和61年7月31日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が211人確認できる。

さらに、申立人が提出した昭和59年10月分及び同年11月分（給与）支給明細書に記載されている健康保険料及び厚生年金保険料控除金額は、いずれもその前月の同年9月及び同年10月の控除すべき金額と一致していることから、申立人が主張する61年7月分（給与）支給明細書から控除されている厚生年金保険料は、同年6月の保険料である可能性が高い。

しかしながら、C組合が保管していた被保険者台帳により、申立人の健康保険の被保険者資格の喪失日は昭和61年8月9日であることが確認できる。

また、申立人が保管していた通知書（昭和61年8月8日付け、A株式

会社破産管財人から従業員あて)の記載から、A株式会社の従業員は昭和61年8月8日付けで同社破産管財人によって解雇され、雇用保険の被保険者記録においても、申立人は同日付けで事業主の都合による離職をしていることから判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

さらに、申立期間にA株式会社の本社総務部に所属していた社会保険事務担当者は、健康保険と厚生年金保険の資格喪失日が異なる者が存在していたという認識は無く、同社の破産に伴い解雇された従業員は全員昭和61年8月9日付けで健康保険及び厚生年金保険の資格を喪失したはずであり、申立人の給与から同年7月の厚生年金保険料を控除していなかったことは考えられない旨供述している。

加えて、申立期間にA株式会社のD担当の取締役が保管していた倒産時に支給すべきものを計算した資料において、申立人について「7月21日～8月8日給料165,156」との具体的な記載も確認でき、給与計算を担当していた経理部次長も、申立人の給与から昭和61年7月の健康保険料だけを控除して厚生年金保険料を控除していなかったことは考えられない旨供述している。

なお、オンライン記録により申立人と同様に昭和61年7月31日付けでA株式会社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚5人の国民年金の資格取得日を調査したところ、その全員が、申立人と同様に同年8月9日付けで資格取得手続を行っていることが確認できた。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から保険料を納付したか否かについて確認することはできない。

しかしながら、B基金は、申立期間当時の資格喪失届は5枚複写様式であり、社会保険事務所と同基金への届出は一体として行われていたと回答しており、同基金の加入員記録の喪失日も昭和61年7月31日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格取得日は昭和35年1月31日、資格喪失日は同年7月18日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年9月1日から35年11月1日まで
② 昭和36年5月22日から同年8月1日まで
③ 昭和43年12月21日から45年5月1日まで
④ 昭和48年1月21日から49年2月21日まで

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間①から④までについて、勤務していた各会社の厚生年金保険の被保険者期間が無いことに納得がいかない。

私は、平成14年*月*日（当時65歳9か月）に、老齢厚生年金保険の裁定請求をするために社会保険事務所（当時）に出向いた際、担当者から「被保険者期間が17か月不足しているため老齢厚生年金の受給権が無いが、一時金は受け取ることができる。」と説明を受けたが、不足月数があることに納得がいかず、その時は一時金を請求しなかった。その後も再三に渡り社会保険事務所に足を運んだものの「これ以上年金記録照会をしても、223か月分の記録しか出てこない。一時金を受け取るのが一番いい。」と言われ、16年*月*日（当時68歳6か月）に、受給権が無いのなら仕方がないと思い、一時金36万2,400円を受け取った。

その後、年金問題が浮上したことから、再度社会保険事務所で年金記録を照会したところ、平成20年4月9日、昭和45年6月から同年10月までの被保険者期間4か月間が新たに見付かった。

以上の経緯から、当該全申立期間についても、何かの手違いで被保険者期間が欠落しているのではないかという不信感でいっぱいである。

第三者委員会で調査の上、当該全期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①（昭和34年9月1日から35年11月1日まで）について、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人が主張する申立期間①のうち、35年1月31日から同年7月18日までの期間については、申立人と氏名がおおむね一致（申立人はB氏であるが当該記録はC氏である。また読み方は双方とも「D」である。）し、かつ、生年月日と同じである基礎年金番号に未統合の記録が確認できる上、当該事業所の事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（以下「資格喪失通知書」という。）から、被保険者名簿と同じく「E」氏が同年7月18日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「A株式会社にはF線で通勤しており、G部門で働いていた。」と主張しているところ、Hであったと供述するI氏（昭和8年*月生まれ）は、「申立期間当時、J姓は二人いた。一人はK出身で中学を出たばかりの子であり、もう一人はF線から通っている色白の青年で、私より2、3歳若かったと記憶している。G部門で働いていた。」と供述している。

なお、I氏の供述のとおり、被保険者名簿において、昭和34年5月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37年5月18日に同資格を喪失しているもう一人のJ姓であるL氏が確認できるが、申立人とは生年月日及び名も異なっていることが確認できる。

以上のことを踏まえると、当該「M」氏の被保険者名簿の記録は、申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和35年1月31日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年7月18日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る被保険者名簿における当該未統合記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち、昭和34年9月1日から35年1月31日までの期間及び35年7月18日から同年11月1日までの期間については、被保険者名簿から申立人の氏名を確認することができない上、前述の事業主は、「資格喪失通知書のみ現存しており、当時の事業主は既に他界していることから、申立人に係る当該期間の勤務実態及び保険料控除については不明である。」と供述している。

また、前述のI氏は、「申立人に係る勤務期間の特定及び保険料控除

については不明である。」と供述しており、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除についての供述を得ることはできなかった。

- 3 申立期間②について、申立人はN地にあったO株式会社に勤務し厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、O株式会社の事業主は、当時の人事記録、社会保険料控除を確認できる関連資料は既に保存期間満了につき保存していないとしており、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間②当時に当該事業所において被保険者記録のある同僚8人を任意に抽出し照会したところ、4人から回答が得られた。そのうちの一人から「Jさんという人は知っている。」との回答が得られたが、当該同僚は名字しか記憶していないため、当該事業所において申立期間②に被保険者記録の存在するJ姓について確認したところ、オンライン記録において7人存在することが確認できたものの、申立人も当時の写真等は所持していないとしていることから同僚の記憶するJ氏が申立人であることの確認はできず、回答の得られた同僚3人は、申立人について記憶していないとしている。

さらに、申立人の申立期間②における事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿85枚を確認したが、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号の欠番も無い。

- 4 申立期間③について、申立人はP区に存在した(1)Q株式会社(現在は、R株式会社。以下「Q」という。)及びS市に存在した(2)T株式会社(現在は、U株式会社。以下「T」という。)に、期間の特定はできないものの、別々の期間、2事業所で勤務していたと主張しているところ、

(1) Qについて

事業主は、現存している申立期間③当時の人事記録等の記録において申立人の氏名は確認できないとしていることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間③当時に当該事業所において被保険者記録のある同僚5人を任意に抽出して照会したが、そのいずれからも回答が得られない上、申立人の申立期間③における事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿219人分を確認したが、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号の欠番も無い。

(2) Tについて

事業主は、当時の人事記録、社会保険料控除を確認できる関連資料は既に保存期間満了につき、保存していないとしており、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間③当時に当該事業所において被保険者記録のある同僚 15 人を任意に抽出し照会したところ、10 人から回答が得られたが、いずれも申立人のことは記憶していないとしていることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態、保険料控除を確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、申立人の申立期間③における事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿 40 人分を確認したが、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号の欠番も無い。

- 5 申立期間④について、申立人はV市に存在した(1) W株式会社(以下「W」という。)及び同じくV市に存在した(2) X株式会社(以下「X」という。)に、期間の特定はできないものの、別々の期間、2事業所で勤務していたと主張しているところ、

(1) Wについて

事業主は、現存している申立期間④当時のY記録等に申立人の氏名は確認できないとしていることから、申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間④当時に当該事業所において被保険者記録のある同僚 6 人を任意に抽出して照会したところ、3 人から回答が得られたが、いずれも申立人については記憶していないとしていることから、申立人の勤務実態、保険料控除における供述を得ることができなかった。

さらに、申立人の申立期間④における事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿 160 人分を確認したが、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号の欠番も無い。

なお、類似する事業所の名称として、Z区にa株式会社が存在していることから、念のため、申立人の申立期間④における同社に係る厚生年金保険被保険者名簿 60 人分を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。

(2) Xについて

事業主は、当時の人事記録、社会保険料控除を確認できる関連資料は既に保存期間満了につき保存していないとしており、申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間④当時に当該事業所において被保険者記録のある同僚6人を任意に抽出して照会したところ、3人から回答が得られたが、いずれも申立人のことは記憶していないとしていることから、申立人の申立期間④に係る勤務実態、保険料控除を確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、申立人の申立期間④における事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿90人分を確認したが、申立人の氏名は確認できず、健康保険証（厚年整理）番号の欠番も無い。

なお、類似する事業所の名称としてP区にb株式会社が存在するが、申立人はV市の事業所において勤務していたと主張しているところ、b株式会社の事業主から、「V市は営業区域内ではない。」との回答が得られた。

6 申立期間②から④までに係るすべての事業所が加入しているc基金からは、「基金が保有する記録から、申立人の氏名は確認できない」との回答があった上、申立期間①から④までのすべての期間において、申立人に係る雇用保険被保険者資格取得データの確認もできなかった。

7 このほか、申立人の申立期間（昭和35年1月31日から同年7月18日までを除く）における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうちの昭和34年9月1日から35年1月31日までの期間、35年7月18日から同年11月1日までの期間及び申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を149万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(149万円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は66万円、申立期間②は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（申立期間①は66万円、申立期間②は60万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を72万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(72万2,000円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を75万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（75万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(80万円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を48万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(48万7,000円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を72万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（72万5,000円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は72万5,000円、申立期間②は67万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（申立期間①は72万5,000円、申立期間②は67万5,000円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は63万7,000円、申立期間②については58万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（申立期間①は63万7,000円、申立期間②は58万7,000円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を58万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(58万4,000円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を61万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(61万2,000円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を48万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(48万4,000円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を53万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(53万4,000円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を48万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(48万5,000円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を58万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(58万3,000円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を48万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(48万4,000円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(36万円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を49万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(49万円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を54万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(54万5,000円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(44万円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を46万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(46万2,000円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を44万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(44万6,000円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(42万円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（42万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(37万円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(34万円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(42万円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（42万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は36万円、申立期間②は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（申立期間①は36万円、申立期間②は40万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は25万円、申立期間②は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（申立期間①は25万円、申立期間②は34万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(24万円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(22万5,000円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係るの標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万円、申立期間②は28万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（申立期間①は3万円、申立期間②は28万8,000円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万円、申立期間②は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（申立期間①は10万円、申立期間②は28万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万円、申立期間②は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（申立期間①は10万円、申立期間②は36万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っているこ

と、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(20万円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(5万円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は33万円、申立期間②は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（申立期間①は33万円、申立期間②は28万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（46万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（36万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（56万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は50万円、申立期間②は48万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（申立期間①は50万円、申立期間②は48万6,000円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後

に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月15日
② 平成18年12月15日

株式会社Aから平成18年7月15日に7月分賞与及び同年12月15日に12月分賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の給与支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手を怠ったとして届出を行っていること、及び当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月1日から同年11月1日まで

申立期間の厚生年金保険の加入記録の空白は、A株式会社から関連会社のC株式会社に出向したものである。この期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社提出の人事記録及び厚生年金保険管理台帳並びに同僚の供述により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年11月1日に同社からC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の昭和41年9月の標準報酬月額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社は納付関連資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 98 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

ねんきん定期便によると、株式会社Aにおける厚生年金保険の平成 15 年 12 月 10 日支給賞与 (98 万 4,000 円)の記録が無い。同月に賞与が支給されているので、申立期間を賞与支給月として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの親会社である株式会社Bから提出された申立人の平成 15 年冬期賞与明細書及び同年分賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間の賞与明細書及び平成 15 年分賃金台帳から 98 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を、申立人が平成 15 年 12 月 9 日に被保険者資格を喪失した株式会社Bの被保険者として、社会保険事務所 (当時) に対し誤って提出したことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B所（現在は、C株式会社D所）における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和21年1月25日であることが認められることから、厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年5月15日から21年1月25日まで

私は、昭和18年1月11日にA株式会社B所に入社しEの技手として勤務を始め、58年3月31日に定年退職するまでC株式会社の同一企業内で継続勤務した。

ねんきん特別便では昭和32年6月1日以前の記録がすべて無かったが、社会保険庁（当時）で調査の結果、申立期間以外の記録が発見され、被保険者期間として認められた。申立期間は、会社が空襲を避けるため出張所をF市に設け、そこで勤務していた。厚生年金保険にも加入していたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和18年1月11日から21年1月25日までA株式会社B所にEとして勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入したとしているが、社会保険事務所（当時）の記録では、20年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、C株式会社D所が提出した人事記録によると、申立人は昭和18年1月11日に入職、技術教習修了後、役名は技手として同年12月1日に入社、21年1月25日付けで同社G本店に転任とあり、当該期間において継続勤務していることが確認できる上、照会した同僚16人のうち、11人から回答があり、そのうちの3人が申立人は申立期間に当該事業所に勤務していたと供述している。

また、申立人と同様に、A株式会社B所から空襲を避けるためH出張所に疎開して勤務していた同僚は、「自分はIで入職して10か月間職業訓練を受けてJになったが厚生年金保険に加入しており、給与明細書も所持しており厚生年金保険料を控除されていた。申立人は職業訓練を受けた技手であり、私より上級職で、当然厚生年金保険に加入していたことは間違いない。」と供述していること、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険者資格取得に係る証言並びに同社社史の厚生年金保険被保険者資格取得及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

ところで、オンライン記録では、申立人は昭和18年1月11日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、A株式会社B所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、21年当時在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は同年1月25日以降のものしかない。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び18年1月11日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。申立人の年金番号に係る被保険者台帳には、オンライン記録と同じ18年1月11日に被保険者資格を取得し20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。

さらに、申立人と同日の昭和20年5月15日に資格を喪失したとされるほかの同僚の厚生年金保険被保険者台帳における備考欄には、「一部照合済台帳 32. 1. 26」及び「全期間に対応する名簿 20. 5. 17（焼失）」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿の焼失により資格喪失日が確認できなかったことから、焼失のきっかけと推認されたK空襲（20年5月14日）の翌日の20年5月15日を資格喪失日に設定したものと推認できる。したがって、オンライン記録上の喪失日は、事実と一致したものとは認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実と一致した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて、本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 21 年 1 月 25 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、人事記録の給与額から 70 円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られるなど、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①について、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成4年6月1日であると認められることから、喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については24万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人のB株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成4年10月28日であると認められることから、喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②のうち平成4年7月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

- 3 申立人は、申立期間②のうち平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB株式会社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月30日から4年6月1日まで
② 平成4年7月31日から同年12月1日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A株式会社に勤務していた申立期間①及びB株式会社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がA株式会社に平成4年5月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成3年11月30日と記録されているが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった4年1月16日の後の同年8月25日に3年10月の定時決定の記録を取り消した上で遡^{そきゅう}及して行われており、ほかの複数の同僚においても同様の処理がなされていることが確認できる。

しかし、このように遡^{そきゅう}及して資格喪失の処理を社会保険事務所（当時）が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日の平成4年6月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、24万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がB株式会社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のB株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成4年7月31日と記録されているが、当該処理は、同社が同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の同年10月28日に同年10月の定時決定の記録を取り消した上で、遡^{そきゅう}及して行われており、ほかの複数の同僚においても同様の処理が行われていることが確認できる。

しかし、このような資格の喪失処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該遡^{そきゅう}及処理が行われた平成4年10月28日であると認められる。

なお、申立期間②のうち平成4年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、22万円とすることが妥当である。

3 申立期間②のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の記録及び申立人が所持する給与明細書により、申立人がB株式会社において継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②のうち平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年10月の定時決定の記録から、24万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、B株式会社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後は申立期間②を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、申立期間②当時、法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理を同年10月28日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間に係る保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に行われるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和21年10月18日）及び資格取得日（22年2月16日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を180円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年8月31日から20年8月31日まで
② 昭和21年10月18日から22年2月16日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、株式会社Aに勤務していた昭和19年8月31日から20年8月30日までの期間及び21年10月18日から22年2月15日までの期間が未加入であるとの回答をもらった。しかし、同社には19年6月1日に入社し、終戦後の20年8月30日まで勤務した。その後、21年5月5日に再度入社し、22年8月まで継続して勤務していたので、この両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、社会保険事務所の記録では、株式会社Aにおいて昭和21年5月5日に厚生年金保険の資格を取得し、同年10月18日に資格を喪失後、22年2月16日に再度資格を取得しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、申立人に仕事を教えたとする当時の直属の上司の供述から、申立人が申立期間②も同社に継続して勤務し、勤務形態・業務内容に変更が無かったことが推認できる上、株式会社Aの健康保険厚生年金保険

被保険者名簿によると、申立人以外の従業員は、いずれも申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間②前後の社会保険事務所の記録から、180円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる資料が無く不明であるとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考えられないことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年10月から22年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、期間の特定はできないものの申立人は申立期間①において株式会社Aに勤務していたとする同僚の供述がある。

また、申立人は、「株式会社Aは、当時、Bしている会社で、資格喪失たとされている昭和19年8月はまだ戦時中で社員一同必勝を祈って国のために一生懸命働いていた時期であり、こんな状況下で退社することなど決してできるはずがない。」と主張しているが、申立人と同日の同年6月1日に資格を取得した同僚3人は、いずれも申立人と同時期の同年8月に資格喪失していることが当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和19年8月31日となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、事業主は、当時の厚生年金保険に関する資料は経営陣が一新した際にすべて処分しており、申立人の申立期間①に係る資格喪失の届出及び保険料の控除等については不明であるとしているため、申立内容に係る事実を確認できない上、同時期に資格喪失している同僚3人についても、連絡先が不明であることから照会できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る事業所（有限会社A）における資格喪失日は、昭和61年12月28日であると認められることから、申立人に係る有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和61年10月から同年11月までの標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月から同年8月まで
② 昭和61年10月から62年2月3日まで

B市にあった株式会社Cに昭和61年7月から62年2月2日まで勤務し、最初の給与から厚生年金保険料が控除されおり、61年12月及び年明けにも会社に源泉徴収票の交付を求めたが、交付されなかった。62年2月のある雪の降る朝に、突然、債権者が会社へ乗り込んできて、機械類を差し押さえ、何の説明もないままに倒産した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和61年10月31日から同年12月28日までの期間については、雇用保険の被保険者記録により、申立人は株式会社Cに継続して勤務していたことが認められる。

また、閉鎖登記簿謄本によれば、有限会社A及び株式会社Cの代表取締役は同一の事業主であり、事業所名簿索引簿により、有限会社Aのみが厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、有限会社Aに係る名簿で被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「株式会社Cの社員についても社会保険事務は一括して有限会社Aで行っていた。」と供述していることを踏まえると、事業主において、申立人の勤務実態は、株式会社Cにあるものの、厚生年金保険の加入については、

有限会社Aにおいて加入させる取扱いがなされたものと考えられる。

一方、オンライン記録によると、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和61年12月28日の後の62年3月6日付けで、申立人の同社における資格喪失日は、当初、61年12月28日と記録されていたものが、さかのぼって同年10月31日に訂正されているほか、ほかの複数の同僚においても同社における資格喪失日の記録が、さかのぼって訂正されており、当該同僚は、いずれも標準報酬月額の時決定の記録が取り消されている上、標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の資格喪失処理について有効な記録訂正があったものとは認められないことから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日を、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た昭和61年12月28日に訂正することが必要と認められる。

なお、昭和61年10月から同年11月までの標準報酬月額については、申立人の訂正処理前のオンライン記録から36万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、申立人は昭和61年7月から株式会社Cに勤務していたと主張しているが、有限会社Aに係る事業所別被保険者名簿により、被保険者記録が確認できる複数の同僚調査を行ったものの、株式会社Cにおける勤務実態について明確な供述を得ることができなかった。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人の株式会社Cにおける資格取得日は、有限会社Aに係る厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の昭和61年9月16日であることが確認できる。

さらに、事業主からの回答が得られない上、同僚からも当該期間における厚生年金保険料の控除について明確な供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②のうち、昭和61年12月28日から62年2月3日までの期間については、申立人の主張と同様に、同僚の供述から株式会社Cにおいて勤務していたことがうかがえるものの、前述のとおり有限会社Aは、

同年1月9日に申立人の資格喪失処理を含めて、61年12月28日付けで適用事業所でなくなっている処理が行われているほか、当該同僚からも「そのころは、給与が遅配したり、給与が引き下げられたりした。」と供述しており、給与の支給が混乱していた記憶があるものの、厚生年金保険料の控除については明確でない。

また、事業主からの回答が得られない上、同僚からも申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について明確な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（36万円）であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年10月4日から17年7月1日まで
② 平成17年7月1日から同年8月1日まで

A株式会社で勤務した平成16年10月から17年7月までの期間の標準報酬月額が実際より低い額の記録となっている。給料の額は、入社の際に決定し歩合給ではなく定額で約束をしたが、給与明細書をもらったから違っているのでは会社側に質問したところ、会社の都合でそうしているとの回答だった。平成17年7月に自己都合で退社した時の給与明細書では厚生年金保険料がその前月より多く引かれていたので理由を聞いたところ、最後だから正規にしてあると言われた。給料に見合う標準報酬月額ではなかったのではなかったので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における標準報酬月額は、16万円と記録されているが同社が加入しているB基金における申立人の標準給与額（標準報酬月額に相当）は、平成17年7月1日付けの随時改定により、オンライン記録とは異なる36万円と記録されていることが確認できる。

また、当該基金において保管していた事業主が提出した申立人に係る平成17年7月の厚生年金基金加入員報酬標準給与月額変更届及び厚生年金基金加入員資格喪失届によると、事業主は、申立人の標準報酬月額を同年7月に16万円から36万円に変更する旨の届出と、申立人が同年8月1日付けで厚生年金保険の被保険者でなくなった旨の届出を、同年8月4日を受付日として当該基金に同時に提出していることが確認できる。

さらに、当該基金では、「平成17年に提出された届出書は、すべて5

枚複写式となっていたが、事業所からの届出書の提出については、当基金と社会保険事務所と、それぞれ別々に提出する方式を採用していたので、当基金から社会保険事務所に届出書の転送はしていない。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出は、社会保険事務所において同年8月5日付けで処理されていることが確認できるとともに、申立人と同一の厚生年金基金加入員報酬標準給与月額変更届に氏名の記載が確認できる同僚3人の標準報酬月額は、全員が同年8月18日付けで、標準報酬月額を当該基金に届出した額と同一額に月額変更処理が行われていることが確認できる。

加えて、申立人から提出された平成17年7月分のA株式会社における給与明細書によると、申立人は、同年7月については標準報酬月額36万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間②に係る標準報酬月額36万円の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①については、申立人から提出されたA株式会社における平成16年10月から17年6月までの給与明細書によると、申立人の給与支給総額（報酬月額）は社会保険事務所で記録されている標準報酬月額よりも高額となっているものの、申立人のオンライン記録における標準報酬月額（16万円）は、当該給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、当該事業所が加入しているB基金における申立期間①に係る標準給与額は、オンライン記録と同じ16万円となっていることが確認できるとともに、当該基金において保管していた申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届によると、事業主は、申立人が被保険者資格を取得した時点の標準報酬月額を16万円として届出を行ったことが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和50年5月29日）及び資格取得日（51年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月29日から51年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間についての加入記録が無いとの回答をもらった。

昭和50年5月29日から51年9月1日までの期間は継続勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、申立人はA社において昭和50年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年5月29日に資格を喪失後、51年9月1日に同社において再度資格を取得しており、50年5月から51年8月までの期間において厚生年金保険被保険者期間の記録が無い。

しかし、A社において昭和40年8月から56年1月まで継続勤務していた唯一話のできた同僚は、「同社においては、見習期間も含めて厚生年金保険に加入する、加入しないという選択肢は無く、入社時から厚生年金保険料は自動的に給与から控除されていた。申立人とは、申立期間当時私に運転免許証が無いために、申立人が運転を担当し、私は助手として製品のB業務をしばしば共にしていた記憶がある。少人数の事業所であるので申

立人の存在はいつも確認できる立場であり、申立人の厚生年金保険の欠落に対しては全く信じがたい。」と供述しており、また、当該同僚の厚生年金保険の記録は、申立人の申立期間において被保険者記録が継続していることが確認できる。

また、昭和 36 年ないしは 37 年ごろから 40 年以上に渡り A 社と顧問契約をしていた会計事務所の所長は「当該事業所とは全般的な会計及び税務の相談をしており、当該事業所の給与計算のチェック及び申立人も含めて従業員給与支払報告書を作成しており、訪問の傍らには申立人は事務と B 業務の担当であることを記憶していて、面識もあり継続勤務していたはずである。」と供述していることから、申立人が申立期間は当該事業所に業務内容に変更は無く継続して勤務していたと推認できる。

さらに、事業主が保管していた申立人に係る昭和51年分(51年1月から同年12月まで)の当該給与支払報告書の社会保険料の金額を資格取得時の標準報酬月額から当時の各保険料率で算出し検証したところ、おおむね当時の申立人の社会保険料の金額と一致しており、厚生年金保険の保険料控除ともおおむね一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 51 年分の給与支払報告書に基づいて算出された厚生年金保険料控除額から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 5 月から 51 年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合、又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B株式会社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月30日から同年11月1日まで
昭和44年8月1日から平成10年10月1日までA社に勤務し、昭和46年11月1日付けで一般職から総合職へ資格変更となったが、その直前の資格喪失日が同年10月30日で記録されてしまっている。

申立期間も同社に継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間当てもA社C営業所に継続勤務していたことが認められる。

また、申立人の申立期間について、A社の人事厚生業務を行っているDの事務局長は、「社会保険の届出は支社、営業所単位であったが、給与計算は本社一括で行っており、本人の給与から保険料控除は行われていた。」旨を供述している。

さらに、A社C営業所で、申立人の前任者であった上司は「私自身も同社で異動を複数回繰り返してきたが、厚生年金保険の記録の間違いは無かった。社内異動や資格変更は該当月の1日付けで行われるのが、通例であり会社の方針でもあったので、手続の誤りとはしか言えない。」と供述しており、このことについて元総合職の複数の社員からも同様の回答がなされている。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険

被保険者原票照会回答票における昭和 46 年 9 月の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の A 社 C 営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日を、本社に資格変更した発令日である昭和 46 年 11 月 1 日で届出すべきところ、同年 10 月 30 日と誤った届出をしたことを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 46 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年11月1日から13年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日及び資格喪失日に係る記録を12年11月1日取得、13年3月1日喪失及び同年4月1日取得と訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を12年11月及び同年12月は26万円、13年1月、同年2月及び同年4月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から13年5月25日まで

平成12年8月に株式会社Aに正社員として入社した。給与支払明細書では12年11月から厚生年金保険料が引かれているのに、ねんきん特別便を見ると加入日が13年5月25日になっている。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元役員及び同僚の供述により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが推認できるとともに、申立人が提出した給与支払明細書により、平成12年11月から13年2月までの期間及び同年4月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、当該給与支払明細書によると、平成13年3月については、給与支払明細書が訂正されており、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年11月1日から13年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月25

日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、平成 12 年 11 月及び同年 12 月を 26 万円、13 年 1 月、同年 2 月及び同年 4 月を 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年7月1日から同年8月2日まで

昭和13年5月3日入社から58年6月30日に退職するまで、継続してA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の記録において、D支店からC支店に転勤した際の1か月間が空白となっていることには納得できない。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主の提出した社員原簿（従業員名簿）及び社歴により、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和36年7月1日に同社D支店から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、在籍中の社員の厚生年金保険料の控除及び納付を一定期間のみ行わないことは考え難いため、申立期間に係る保険料についても納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこ

とから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から同年10月1日まで
昭和58年10月1日から平成13年4月1日までA株式会社に勤務したが、その間の11年4月1日から同年10月1日までの標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料から算出される標準報酬月額よりも低額となっているのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社における平成11年4月から同年9月までの給与支払明細書により、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、B基金の申立人に係る申立期間における標準報酬月額の記録は59万円であり、減額訂正された記録は確認できない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和52年11月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月27日から53年7月1日まで
オンライン記録では、株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和52年11月27日に、株式会社Aにおける資格取得日が53年7月1日となっている。実際には、昭和52年11月27日に株式会社Bから株式会社Aに異動したもので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人に係る株式会社Bの在職証明書、株式会社Bが保管している申立人の職務履歴関係の記録及び雇用保険記録（昭和52年11月26日から平成14年10月31日まで）により、申立人が申立期間において株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主から提出を受けた申立人、株式会社B及び株式会社Aの3者により交わした協定書では、出向させる間の取扱いについて、出向社員（申立人）の社会保険料の事業主負担は出向先の株式会社Aの負担と記載されていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料は給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、申立期間当時の同僚11人は厚生年金保険料は控除されていたと供述している上、このうち3人は申立人と同じ役職の監督職及びマネジ

ャー職として勤務していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が株式会社B及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和52年11月27日に株式会社Bから株式会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Bにおける昭和53年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月3日から42年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和40年7月3日、資格喪失日に係る記録を42年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和40年7月から41年4月までは1万4,000円、同年5月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から42年9月までは2万2,000円、同年10月は2万6,000円にすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から42年11月1日まで

私は、申立期間を有限会社Aに勤めていたが、社会保険庁(当時)の記録では同期の元同僚達は厚生年金保険被保険者となっているが、私の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時から社会保険手続を行っている事業主の妻(申立事業所の現在の取締役)及び複数の同僚の供述並びに申立人から提出された社員旅行写真から、申立人が有限会社Aに勤務していたことが認められる。

また、上記取締役は、「私は、すべての従業員の社会保険料を給与から控除していたはずであり、申立人の保険料も控除していた。」と供述しているとともに、申立期間当時、当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたと申立人が記憶している同僚は、すべて厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

さらに、複数の同僚は、「申立人の給与から厚生年金保険料が控除され

ていたはずだ。申立人だけ保険料を控除しないということはありません。」と回答している。

一方、申立人と同期入社であったと供述する同僚は、「私の厚生年金保険被保険者期間は昭和 40 年 7 月 3 日となっており、2 か月の見習期間があり、この期間は厚生年金保険被保険者でなかった」と供述していること、複数の同僚も「数か月の見習期間があり、見習期間は厚生年金保険被保険者ではない」と証言していることを踏まえると、申立人の資格取得日は当該同僚と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 7 月 3 日から 42 年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同期の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和 40 年 7 月から 41 年 4 月までは 1 万 4,000 円、同年 5 月から同年 9 月までは 2 万 4,000 円、同年 10 月から 42 年 9 月までは 2 万 2,000 円、同年 10 月は 2 万 6,000 円にすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の手続を行っていなかった可能性があるとしており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、同原票の整理番号に欠番が無いほか、事業主から提供された当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届控(写)でも欠番が無いことから、社会保険事務所(当時)において申立人に係る記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 7 月から 42 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係るA株式会社における資格喪失日は、平成7年2月24日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成6年1月から同年9月までの期間は34万円、同年10月から7年1月までの期間は36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から7年2月24日まで

昭和56年11月2日から平成7年4月1日までの間、A株式会社に勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録は6年1月30日付けで喪失した記録となっている。当該事業所の顧問社労士だった社会保険労務士は、「自分が社長に頼まれて、社会保険事務所（当時）に行って厚生年金保険の喪失手続を行った。」と説明した。申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたので、この間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間において、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成6年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。しかし、当該処理は、同日にA株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の7年2月24日になされていることが確認できるほか、同日に事業主を含む全社員22人の標準報酬月額の定時決定が取り消された上で被保険者資格喪失日が6年1月31日にさかのぼって処理されていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年1月31日に

資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該遡^{そぎゅう}及処理が行われた7年2月24日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た記録から平成6年1月から同年9月までは34万円、同年10月から7年1月までは36万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47年4月23日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年3月から同年7月までの期間は4万5,000円、同年8月から47年3月までの期間は6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月1日から47年4月23日まで

昭和46年3月1日から47年4月22日までの間、株式会社A（現在は、株式会社B）の社員として、C店の5階にあったDでEとして勤務した。この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所提出の厚生年金基金加入員資格取得届及び同喪失届、企業年金連合会提出の長崎屋厚生年金基金加入員台帳、同僚の供述並びに申立人が記憶している上司及び同僚の氏名、勤務実態に係る申立内容から、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

一方、株式会社Aの被保険者原票照会回答票によると、申立人と生年月日及び名前が同一かつ申立期間と合致する記録で、苗字だけが申立人の「F」ではなく「G」となっている者について、厚生年金保険被保険者の資格を昭和46年3月1日に取得し、47年4月23日に喪失している記録が確認できる。

また、事業所提出の厚生年金基金加入員資格取得届及び同喪失届並びに

企業年金連合会提出のH基金加入員台帳によると、申立人が株式会社Aにおいて、昭和46年3月1日に資格を取得し、47年4月23日に同資格を喪失した記録が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の勤務実態について多数の同僚の名前を上げているほか、申立期間において「I」という名前の同僚はいなかった旨供述している上、同僚照会で回答のあった上司及び同僚5人全員が申立人の申立期間の勤務を供述するとともに、「申立期間当時、男性社員は6人しかおらず、Iという名前の社員はいなかった。」と供述している。

加えて、前述の厚生年金保険の記録は、基礎年金番号に統合されていない記録となっていることが確認できることを踏まえると、当該被保険者記録は、申立人のものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和46年3月1日に被保険者資格を取得した旨の届出、及び47年4月22日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和46年3月から同年7月までの期間は4万5,000円、同年8月から47年3月までの期間は6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から61年3月まで

国民年金保険料収納記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和53年2月から61年3月までの納付記録は確認ができないとの回答であった。

自分では保険料を納付してはいないが、昭和63年6月に結婚して夫が保険料を納付してくれていたことから未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年1月末にA社を退職後、当時居住していたB市で国民年金に加入しなければならないと考えて手続をしたものの、生活が大変で保険料の納付はできなかったが、63年6月に結婚してC町に居住してからは、申立人の夫が結婚前の保険料も含めてD郵便局かE金庫（当時）のF支店で納付してきたと主張しているが、申立期間の保険料は、申立人が結婚した同年6月には時効により納付できなかった上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された61年4月1日時点からしても、申立期間の大部分は時効により納付できず、かつ、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の夫は、結婚後に申立人の結婚前の保険料を何回かまとめて納付したと述べているが、オンライン記録により申立人は昭和61年4月から62年3月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間について保険料の免除を申請しており、当該期間の保険料を平成7年及び8年に追納していることが確認できることから、申立人は、このことと混同している可能性も

否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月から55年2月まで

昭和45年か46年ころに、妻がA市役所B支所（現在は、C市役所D支所）に行った際、顔見知りの職員から「ご主人は国民年金に加入していないので、このままでは年金がもらえませんよ。」と言われ、その場で加入手続をした。

加入手続をした際に、過去の国民年金保険料の金額が書かれた納付書をもらい、保険料は後日同支所で現金で納付した。納付した保険料額は定かではないが、27万円から28万円くらいだったように記憶している。

また、国民年金保険料をさかのぼって納付した後は、妻が夫婦二人分の保険料を同支所で納付していた。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年か46年ころにA市役所B支所で国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年2月ころ払い出されていること、及び元年12月から2年5月までの保険料は2年4月25日に一括納付されていることが確認できることから、申立人は同時期に加入手続をしたと推認できる上、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」には「平成元年12月30日」と記載されており、国民年金の被保険者資格を同日に取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間で制度上保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人は、昭和45年か46年ころの加入手続時に過去の国民年金

保険料として27万円から28万円を納付したとしているが、同時期は第1回特例納付実施期間中であり申立期間の保険料を納付することはできるものの、必要な保険料額は申立人が納付したとする額と大きく異なっている。

さらに、申立人の保険料を納付したとするその妻は、保険料納付を始めた時期についての申述を変えるなど納付状況についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 61 年 3 月まで

申立期間の国民年金の加入手続は、定かではないが A 市に転居後の昭和 56 年 7 月ころにしているように思う。3 期か 4 期に分かれている綴りの納付書が送られてきたので、近所の A 市役所 B 市民センターで納付期ごとに国民年金保険料を納付していた記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市に転居後の昭和 56 年 7 月ころに申立期間に係る国民年金の加入手続をしたように思うとしているが、加入手続の時期、場所等についての記憶が曖昧である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は昭和 53 年 9 月 1 日に厚生年金保険加入にともない国民年金被保険者資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として資格を再取得していることが確認でき、申立期間は国民年金未加入期間であるため制度上国民年金保険料を納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から9年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から9年5月まで

平成6年3月に会社を辞め国民健康保険証が必要なため、その月のうちにA市役所へ行って手続をした際、窓口で国民年金の加入を勧められたので加入手続をしたと思う。

保険料は年に3回ぐらいに分けて郵便局で支払ったが未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民健康保険証が必要だったので市役所に出向き、そのときに勧められて国民年金の加入手続をし、その後保険料を納付したとしているが、加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない上、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成19年8月6日であることから申立期間は未加入期間であり制度上保険料は納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から63年3月まで
結婚してすぐに夫婦で国民年金に加入した。申立期間当時は、妻が夫婦二人の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を一緒に納めていた。A銀行（現在は、B銀行）C支店の集金の職員に、店の売上金とともに保険料を預けて納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年5月に結婚してすぐに夫婦で国民年金に加入したとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は62年4月に払い出されており、申立内容と異なっている上、国民年金の加入手続や別の年金手帳の交付についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができず、過年度により保険料を納付することのできる期間についても、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認ができない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、口頭意見陳述においても、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを具体的に裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から63年3月まで
結婚してすぐに夫婦で国民年金に加入した。申立期間当時は、私が夫婦二人の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を一緒に納めていた。A銀行（現在は、B銀行）C支店の集金の職員に、店の売上金とともに保険料を預けて納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年5月に結婚してすぐに夫婦で国民年金に加入したとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は62年4月に払い出されており、申立内容と異なっている上、国民年金の加入手続や別の年金手帳の交付についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができず、過年度により保険料を納付することのできる期間についても、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認ができない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、口頭意見陳述においても、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを具体的に裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 1 月までの期間、平成 11 年 6 月から 13 年 7 月までの期間、同年 9 月から 14 年 12 月までの期間及び 15 年 5 月から 17 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から 62 年 1 月まで
② 平成 11 年 6 月から 13 年 7 月まで
③ 平成 13 年 9 月から 14 年 12 月まで
④ 平成 15 年 5 月から 17 年 5 月まで

申立期間の国民年金保険料は、会社を退職した後、親や友人に勧められたこと、及び取得勸奨の通知が届いたため、A 社会保険事務所（当時）に連絡して納付書を送ってもらい、分割で納付したことを覚えており、保険料を納付した記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、会社を退職した後、親や友人に勧められたこと、及び取得勸奨通知が届いたため、A 社会保険事務所に連絡をして納付書を送ってもらい、分割で納付したことを覚えていると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、B 社会保険事務所（当時）において国民年金に未加入である場合に作成される勸奨関連対象者一覧が勸奨事象発生年月日を平成 11 年 6 月 1 日として作成され、引き続き、A 社会保険事務所においても同様に勸奨関連対象者一覧が勸奨事象発生年月日を同年 6 月 1 日、13 年 9 月 12 日及び 15 年 5 月 13 日として作成されていることから、申立人が国民年金の加入手続をとったとは考え難い。

また、申立人の国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付したことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 50 年 4 月に勤めていた会社が倒産し、求職中だったが、国民年金に加入するのは当然に思っていたので、50 年 10 月に再び勤め始めるまでの国民年金保険料を納めたことを覚えている。申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月に国民年金に任意加入し、50 年 10 月に再び勤め始めるまでの国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が現在所持する年金手帳によると、申立人は 49 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失後、再び国民年金に任意加入したのは 51 年 5 月 7 日であり、その時点では、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

また、申立人の国民年金への加入手続及び申立期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらないことから、申立期間当時の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から49年12月まで
私が20歳になったころ、母が私の国民年金の加入手続をしてくれて、その後は母が、母と私の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人が20歳になったころその母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人と二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、昭和50年2月9日に任意加入した母親と、申立人の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、申立人の国民年金への加入時期は同時期と推定できることから、申立期間のうち47年10月から同年12月までは時効により納付できない期間となる上、48年1月から49年12月まではさかのぼって納付することが可能な期間となるが保険料を納付した母親はさかのぼって納付した記憶が無いとしていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は住所の移動も無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない上、納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで

申立期間については、会計事務所に勤務していたが、厚生年金保険に加入していなかったため、実家の母が国民年金に加入してくれて保険料を納付していたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会計事務所に勤務していたが、厚生年金保険に加入していなかったため、申立人の実家の母が国民年金に加入してくれて保険料を納付していたはずであるとしているが、申立期間当時同居していた母は国民年金に加入しておらず、申立人は保険料納付に関与していない上、保険料を納付していたとするその母は平成17年5月に他界しているため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、勤務していた会計事務所が厚生年金保険に加入していなかったことを知ったのは、申立人が年金を受給する年代になった平成16年12月ころと申述していることから、その母は、申立人が申立期間当時は厚生年金保険に加入していたと認識していた可能性がある。

さらに、申立人は申立期間中、住所の移動が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない上、申立期間の保険料を納付したことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から46年6月まで

申立期間については、20歳になった昭和41年*月ころ、私がA区役所B出張所（現在は、C区民事務所）で国民年金への加入手続きを行い、その後、定期的に国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20歳になった昭和41年*月ころ、A区役所B出張所で国民年金への加入手続きを行い、その後、定期的に国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、47年10月ころであり、その時点では、申立期間はさかのぼって納付する必要があるが、申立人にはさかのぼって納付した記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している領収証書によると、申立期間直後の昭和46年7月から47年3月までの9か月分の保険料を48年10月30日に過年度納付により納付したことが確認できる上、47年4月から同年12月までの9か月分の保険料は47年11月に現年度納付により納付されていることから、申立人が国民年金保険料の納付を開始した時期は、申立期間以後と考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から56年4月までの期間及び56年5月から57年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から56年4月まで
② 昭和56年5月から57年8月まで

申立期間①及び②の保険料は、実家の母（故人）が集金人を通じて納付していたと思う。申立期間①は納付済期間として認めてほしい。また、厚生年金保険の被保険者期間である申立期間②は、国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の保険料について、「A市に住む実家の母が、集金人を通じて保険料を納付したと思う。自分が厚生年金保険に加入していた昭和56年5月から57年8月までの期間も納付していたと母から聞いた覚えがある。」としているところ、申立人の母は既に他界しているため事情を聴取できない上、A市では申立人の母の住所地に保険料納付組織があったか否かは不明としているなど、申立期間①及び②の保険料が納付されたと判断するに至らなかった。

また、申立人は、A市に住む申立人の実家の母（故人）が、申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号は、任意加入者として、B社会保険事務所（当時）で、昭和62年2月ころに払い出されたと推認できる上、日本年金機構C事務センターでは、A市の管轄における49年9月から52年1月までの国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムに、申立人が別の記号番号を所持していた記録は確認ができなかったとしており、申立期間①及び②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号

が払い出されていたことがうかがえる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案3171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和3年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年4月1日から19年10月1日まで

私は、A社（現在は、B株式会社。以下「事業所」という。）に昭和18年4月に入社し、労働者年金保険料を控除されていたはずであるのに、社会保険庁（当時）の記録によると、19年10月1日から被保険者となっている。

第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び申立人が所持する昭和48年7月2日に再発行された厚生年金保険被保険者証により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年6月1日であることが確認できる。

また、申立人に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳には「○改」の表示が確認できるところ、当該「○改」の表示は、厚生年金保険法（昭和19年2月16日法律第21号）が昭和19年6月1日に施行され、厚生年金保険被保険者の適用範囲が拡大されたことにより新たに被保険者となったことを示すものであることから、それ以前の期間は労働者年金保険の適用対象者ではなかったと考えられる。

さらに、申立人は申立期間において、Cを担当していたとしており、職場の先輩として同様の業務に従事していたとするD氏（明治20年*月*日生）及びE氏（明治33年*月*日生）の厚生年金保険被保険者資格取得日はそれぞれ昭和32年10月1日及び24年8月1日となっている。

加えて、申立人に係る労働者年金保険の適用等について事業主に確認したが、関係資料は既に保存していないとしており、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

なお、申立人の健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人は昭和18年6月1日に健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の主張どおり申立期間は当該事業所に勤務していたことが確認できるが、上述の厚生年金保険法附則第1条及び第3条の規定により、昭和19年10月1日から厚生年金保険料の徴収が開始されており、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法の適用準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月ころから23年5月1日まで
② 昭和26年4月21日から29年10月ころまで

社会保険庁(当時)の記録によると、A株式会社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録は、昭和23年5月から26年4月までとなっていた。48年2月に記入された履歴書が見付かり、その履歴書の職歴には、同社に21年4月に入社し、29年10月に退職したことが記入されており、記録が違うと思われるので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と厚生年金保険の資格取得日が同一(昭和23年5月1日)又は同月である同僚を3人確認することができたが、これらの者はいずれも死亡又は所在不明であるため、申立人の勤務実態に係る供述を得ることができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和23年5月1日に適用事業所となっており、申立期間①については適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A株式会社は、既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人の実姉からも、申立期間に係る申立人の勤務実態を確認できる供述は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②において全期間又は一部の期間に被保険者であったことが確認でき、唯一調査することができた同僚二人は、申立人が勤務していたことは記憶していたが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①及び②に係る申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

なお、申立人の履歴書には、職歴としてA株式会社の入社年月を昭和21年4月、退職年月を29年10月と記入されていることが確認できるが、当該履歴書は、申立人の妻が記入したものであり、同者は、「申立人が今までどのような経歴であったかが分かるようにと記入しておいた。」としている上、「何を根拠に記入したかは覚えていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで
厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、A院（B地）の被保険者期間が全く無かった。正社員（C）で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したとするA院（現在は、D院）の理事長に照会したところ、「申立人の申立期間の資格取得、喪失届等については、厚生年金保険の適用年月日が昭和 44 年 12 月 1 日のため、申立てどおりの届出を行っていない。勤務実態は、当時の資料が残っていないため不明。」と回答している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A院が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 12 月 1 日となっており、申立期間において適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、申立人が唯一の同僚として記載した一人（経理担当者）は、「厚生年金保険に加入したのは、昭和 44 年 12 月 1 日からで、申立人はそれ以前にCとして勤務していたが、加入前に退職したため、同保険には加入していない。」と回答している上、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで
社会保険庁（当時）からねんきん特別便が届き、以前勤務した株式会社Aの厚生年金保険の加入期間が3か月のみであった。同社に約2年以上勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について継続して株式会社Aに勤務していたと申し立てているが、申立期間当時の状況を記憶している同僚は、「申立人が申立期間に勤務していたかどうかについては不明。」としている上、元事業主及び事業主の長女（当時社会保険業務を担当）は既に亡くなっており、勤務実態を確認することができない。

また、その他の同僚 10 人についても死亡又は住所不明等で、申立人の勤務実態に係る供述を得られず、確認することができない。

さらに、B社会保険事務所（当時）の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

加えて、申立期間に係る給与明細書等の資料が無く、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月ころから 34 年 4 月ころまで
社会保険庁（当時）からねんきん特別便が届き、以前勤務した株式会社Aの厚生年金保険の加入期間が全くなかった。申立期間については、同社に店員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している当時の写真から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において株式会社Aに店員として勤務していたものと推認できる。

しかしながら、申立期間当時の状況を記憶している同僚は、「申立人が申立期間に勤務したかどうかについては不明で、女性は、アルバイトが多かった。」としている上、元事業主及び事業主の長女（当時社会保険業務を担当）は既に亡くなっており、勤務実態を確認することができない。

また、その他の同僚 10 人についても死亡又は住所不明等で、申立人の勤務実態に係る供述を得られず、確認することができない。

さらに、B 社会保険事務所（当時）の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

加えて、申立期間に係る給与明細書等の資料が無く、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

なお、申立人は、申立期間後の昭和 34 年 5 月 10 日から 42 年 8 月 26 日までの厚生年金保険被保険者期間については、既に脱退手当金を 43 年

2月9日に受給していることを認めている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 1 月 5 日まで
② 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 1 月 11 日まで
平成 9 年 4 月に A 株式会社を定年退職し、同年 5 月 8 日から関連子会社である B 株式会社に移り 11 年 9 月 29 日まで継続して勤務した。その後、同年 10 月 1 日からは A 株式会社の下請会社である株式会社 C に移り勤務を続けたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B 株式会社から平成 9 年 5 月 8 日から 11 年 9 月 29 日まで継続して勤務したが、10 年 10 月 1 日から 11 年 1 月 5 日までの期間について厚生年金保険被保険者期間が無いと申し立てている。

しかし、B 株式会社から提出された平成 10 年度分賃金台帳及び 11 年 1 月分給与明細書によると、申立期間①の給与は支払われておらず、厚生年金保険料も控除されていないことが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、B 株式会社の資格取得日は平成 9 年 5 月 8 日、離職日は 10 年 9 月 30 日、資格取得日は 11 年 1 月 5 日、離職日は同年 9 月 29 日の記録が確認でき、申立期間①の加入記録は確認できない。

さらに、B 株式会社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び同被保険者資格喪失確認通知書によると、被保険者資格取得日は平成 9 年 5 月 8 日、資格喪失日は 10 年 10 月 1 日、資格取得日は 11 年 1 月 5 日、資格喪失日は 11 年 9 月 30 日と記載され、オンライン記録と一致する上、同社は申立人の申立期間①に関する厚

生年金保険の届出は行っていないと回答している。

加えて、D組合の回答によると、平成10年10月1日に、同健康保険組合の任意継続被保険者資格を取得し、11年1月5日に資格喪失していることが確認できる。

申立期間②については、申立人は株式会社Cに平成11年10月1日から19年4月7日まで継続して勤務したが、11年10月1日から12年1月11日までの期間について厚生年金保険被保険者期間が無いと申し立てている。

しかし、申立人が記憶している同社の同僚3人に確認したところ、二人の同僚は、申立人は申立期間②には勤務していなかったと回答している。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、株式会社Cの資格取得日は平成12年1月11日、離職日は21年4月10日の記録が確認でき、申立期間②の加入記録は確認できない。

さらに、株式会社Cから提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び同被保険者資格喪失確認通知書によると、被保険者資格取得日は平成12年1月11日、資格喪失日は19年4月7日と記載され、オンライン記録と一致する上、同社は申立人の申立期間②に関する厚生年金保険の届出は行っていないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月から 34 年 3 月まで
② 昭和 34 年 4 月から 36 年 3 月まで

申立期間①は、A地にあった有限会社Bで、申立期間②は、C区にあった株式会社Dでそれぞれ勤務したが、その間の厚生年金保険の記録が無い。両期間の厚生年金保険料は事業主により控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとする有限会社Bは、申立人の申し立てた所在地を管轄する法務局に商業登記簿が無い上、オンライン記録及び適用事業所名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことの確認ができない。

また、類似名称のA地に所在する有限会社E及びF市に所在するG株式会社に対し、有限会社Bという名称の時代があったか照会したが、別の事業所であるとの回答だった。

さらに、H商工会議所I支部J商工会及びK協会に申立事業所について照会したが、該当する事業所は記録に残っていないと回答している。

加えて、申立人は、当時の申立事業所における事業主の名字のみの記憶である上、同僚の氏名の記憶も無いとしているため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が勤務していたとする株式会社Dは、申立人の申し立てた所在地を管轄する法務局に商業登記簿が無い上、オンライン記録及び適用事業所名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことの確認ができない。

また、L商工会議所M支部及びN商工会に申立事業所について照会したが、該当する事業所は記録に残っていないと回答している。

さらに、申立人は、当時の申立事業所における事業主及び同僚の名字のみの記憶であるため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 20 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 8 月 30 日に厚生年金保険の資格を喪失するまでずっと A 株式会社に勤務していた。しかし、後に夫となる同じ会社に勤務していた B と同日の昭和 33 年 2 月 20 日が資格喪失日となっており、同年 6 月 1 日まで記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年8月から33年8月まで申立人のおじであるC氏が社長をしていたA株式会社に、社長宅に住み込みをしながら継続して勤務していたとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から確認できる同僚に照会したものの、5人から回答があったが、申立人の申立期間における勤務実態を推認することはできなかった。

また、A株式会社は、昭和34年2月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記簿の保管も無く、申立人のおじであるC氏は死亡している上、申立期間当時の役員の所在を確認することができないため、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことを確認できる人事記録等、及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、申立人が経理担当者だったとする同僚については、死亡又は所在が不明であるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の事務手続について供述を得ることができなかった。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致している上、昭和33年2月20日から同年6月1日まで健康保険証の番号は連番となっており欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない上、訂正等の痕跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月1日から36年12月31日まで
② 昭和37年8月1日から46年10月31日まで
③ 昭和46年11月1日から53年3月16日まで

株式会社Aに勤務していたころの給与は42万円から43万円で、B美術館、C美術館に勤務していたころの給与は40万円から50万円ぐらいもっていた記憶があるので、標準報酬月額を調査していただき、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の株式会社A、申立期間②の美術館を運営していたD株式会社及び申立期間③のE社に係る申立人の被保険者記録回答票により、すべての申立期間について、当時、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認できる。

また、当時の同僚は、「当時、支給されていた給料額について、はっきり覚えていないが、自分についての年金の記録に間違いがあるとは思っていない。」旨を供述しているほか、株式会社A、D株式会社及びE社の申立人に係る事業所別被保険者名簿において、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は確認できない。

さらに、申立期間②及び③については、E社が保管する昭和37年及び39年分所得税源泉徴収簿並びに51年9月及び53年1月分の給与支給表によると、申立期間②及び③のうち、37年1月から同年12月までの期間、39年1月から同年12月までの期間、51年9月及び53年1月における厚生年金保険

料の控除額に見合う標準報酬月額は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録では株式会社Aは平成7年3月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①の賃金台帳等は、既に廃棄され確認できないものの、申立人とともに働いていた事業主の長男は、給料の水準は当時の物価ともかけ離れず、適正な給与が支払われていたと供述している。

また、D株式会社及びE社の事業主は、申立期間②及び③の所得税源泉徴収簿及び給与支給表の資料については一部であり大半の記録はまだ保管されていること及び当時の給与については、会社の姿勢として法律を順守し、社員の生活の安定を考慮して適正な水準で支給されているものであることを供述している。

このほか、すべての申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで
昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで幼稚園教諭の資格を取得するため A 校の B 部に通学しており、学校の先生からの紹介で、この間 52 年 9 月から 54 年 3 月 30 日まで C 幼稚園に勤務していた。被保険者記録照会回答票によると、同幼稚園での厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 54 年分の給与所得の源泉徴収票に、「C 幼稚園 昭和 54 年 3 月 30 日退職」との記入があること、及び C 幼稚園が保管する開園からの歩みをまとめた記念誌の昭和 53 年度教職員欄に申立人の氏名が確認できることから判断すると、申立人が申立期間に同園に勤務していたことは推認できる。

しかし、C 幼稚園は、申立期間当時、D 団の対象事業所であり、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、当該源泉徴収票に記入された社会保険料の金額と、昭和 54 年 4 月 1 日から勤務した E 市での同年 4 月から同年 12 月までの報酬月額に見合う F 組合員負担分の共済掛金の合計額とが合致することから、申立期間のうち同年 1 月から同年 3 月までの期間については、厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、当該事業所では、教諭の資格を所持していない者は臨時雇用扱

いのため、申立人をD団に加入させなかったとしているところ、申立人は、教諭の資格を取得したのは昭和 54 年 3 月 20 日であり申立期間当時教諭の資格は所持していなかったとしており、当該D団にも加入記録が無い上、申立人の当該事業所での雇用保険被保険者としての記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 12 月ころから 59 年 7 月ころまで
② 昭和 59 年から 61 年 4 月 1 日まで

申立期間①はA株式会社に勤務しており、申立期間②は株式会社Bに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間ともに厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、上司及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間①においてA株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が氏名を記憶している上司及び同僚3人の供述によると、いずれも申出をしないと会社は厚生年金保険への加入手続をしなかったとしており、そのうちの同僚二人は自身の入社日から2年又は11年後に加入したとしている。

また、申立期間①に係る申立人の雇用保険被保険者記録は存在しない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロ原票）において、申立期間①に申立人の氏名等の記録は無く、かつ、健康保険番号の欠番も無い。

加えて、事業主に照会したが、申立期間①当時の資料は既に廃棄しており、申立の事実については不明との回答である。

2 申立期間②については、同僚の供述により、期間の特定はできないも

のの、申立人は申立期間②に株式会社Bに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚の供述によると、入社後一定期間経過後、希望した場合に会社は厚生年金保険に加入させていたとしており、当該同僚は自身の入社日から4年後に加入したとしている。

また、申立期間②に係る申立人の雇用保険被保険者記録は存在しない。

さらに、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロ原票）において、申立期間②に申立人の氏名等の記録は無く、かつ、健康保険番号の欠番も無い。

加えて、事業主に照会したが、申立期間②当時の資料は既に廃棄しており、申立ての事実については不明との回答である。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年ころから47年ころまで
② 昭和60年ころから63年ころまで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。

申立期間①及び②については、A株式会社に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人がA株式会社に実際に勤務した期間は、申立人が本件申立てに先立って昭和45年から47年までB株式会社に勤務していたとしてその記録の回復を申し立てていた件に係る平成21年7月23日付け当委員会からの訂正不要の通知において、45年5月21日から47年2月20日までB株式会社に勤務していたことが認められていることから、申立人の主張する期間とは大きく相違していると考えられる。

また、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録（職歴審査照会回答票）において、申立人の氏名は無く、健康保険の番号も連番で欠番は無い。

2 申立期間②については、申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間②を含む昭和58年8月1日から平成10年12月

20 日まで申立てに係る事業所とは異なる有限会社Cに勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②当時、A株式会社に勤務していた者に同僚照会するも回答を得ることができなかった。

なお、有限会社Cは平成元年5月10日に厚生年金保険の適用事業所となり、14年7月1日に適用事業所でなくなっているところ、申立人は、同事業所が適用事業所となった日に同事業所の厚生年金保険の資格を取得しており、それ以前の同事業所における勤務については、期間の特定はできないものの、元事業主及び複数の同僚の供述から同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、有限会社Cの元事業主及び同事業所が適用事業所となる前から同事業所に勤務していた複数の同僚は、同事業所が適用事業所となる前は国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、かつ、当該同僚のうち一人は、厚生年金保険料は給与から控除されていなかったと供述している上、同社の元事業主は、同事業所が適用事業所となる前の期間について、申立人の資格取得及び喪失の届出、保険料の控除及び納付を行っていないと供述している。

3 さらに、申立期間①及び②当時の事業主は、既に亡くなっており、申立内容を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

4 このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月ころから36年3月31日まで
当時、Aとして、冬はB地で仕事をしていた。昭和35年11月ころから36年3月末日まで、C地のD株式会社に勤務し、書籍の梱包・発送業務をしたが、厚生年金保険の記録が無いので申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間当時においてD株式会社（現在は、株式会社E）に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶する同郷の同僚として名前を挙げた5人のうち二人について、申立期間におけるD株式会社に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

また、当時の同僚のうち、Fであったと回答した7人中4人が雇用保険に加入していたとし、3人は不明としているが、同僚の一人は、雇用保険は6か月で受給できたため、Fはそれを前提にして11月から翌年4月まで勤務したとしているところ、申立期間における申立人の雇用保険に係る記録は無い。

さらに、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に欠番は無く、申立人の記録は無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、D株式会社は、申立人の勤務状況等については、申立期間当時の勤務及び厚生年金保険に係る記録が無く回答不能としているほか、同僚

等の記憶する現場責任者及び担当者はすべて故人となっており、勤務状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 47 年 4 月 1 日に有限会社Aに入社した際、厚生年金保険適用事業所になっていなかったが、すぐに加入するからとのことで、保険料は入社時から控除されていた。半年後に健康保険証が届いたが、厚生年金保険は継続して加入しているものと思っていたのに、申立期間の記録が無いので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、有限会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、有限会社Aは、昭和 47 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではない。

また、有限会社Aは平成 7 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び経理を担当していたその妻は既に亡くなっており、事業に従事していた事業主の息子は、事業は廃業し、当時の帳簿等の記録は残っておらず、保険料を控除していたかは分からないとしている。

さらに、新規適用時に資格を取得した者は同日付けで入社した者を含めて7人であるが、二人は故人、一人は回答が無く、適用事業所となる前に控除があったかどうか供述が得られないものの、事業主の息子及びその妻については、新規適用の前月まで、それぞれ国民年金の第1号被保険者として保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月から26年5月まで
② 昭和27年6月から33年7月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない旨の回答を得た。申立期間①については、株式会社Aに昭和22年5月から26年5月まで勤務し、Bの業務に従事した。申立期間②については、有限会社Cに27年6月にDとして入社し、36年8月まで勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の勤務内容に係る詳細な供述及び提出した資料により、期間の特定はできないものの、申立人が、株式会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿により、株式会社Aは、申立期間①後の昭和30年6月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。

また、事業主は、当時の資料は残っていないため、勤務実態及び保険料控除に関しては不明と回答している。

さらに、昭和30年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚に照会したところ、入社日を記憶している者は、いずれも申立期間①以降であるため、申立人を記憶している者はいないが、複数の同僚が、厚生年金保険に加入する前は給与から保険料は控除され

てなかったと供述している。

加えて、同僚の一人は、自分が厚生年金保険の適用事業所の手続をしたとしており、「厚生年金保険に加入したことにより、給与から保険料が控除され、手取りが少なくなったと苦情を言われた。」と供述している。

その上、申立人が記憶する複数の同僚についても、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

2 申立期間②については、適用事業所名簿により、有限会社Cは、申立期間後の昭和 33 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。

また、事業主は、会社は倒産し、当時の資料は残ってないため、勤務実態及び保険料控除に関しては不明と回答している。

さらに、申立人と同様に昭和 33 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚に照会するも、回答は無く、申立期間②における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

3 このほか、申立期間について、各事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月ころから28年4月ころまで
社会保険庁（当時）の記録では、昭和28年9月から同年11月まで厚生年金保険の加入期間となっているが、26年12月ころから28年4月ころまでの期間についても同年9月から同年11月まで勤務した事業所と同じA社に勤務していたのに加入記録が無い。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、商業登記簿謄本が無く、申立人が申し立てている所在地（B県C区）において確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿において、当該事業所と同名又は類似の名称の厚生年金保険適用事業所を2社確認できたが、これら2社はいずれもB県以外に所在しており、申立人が勤務していたとするA社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

さらに、申立人は否定しているものの、申立人が昭和28年9月から同年11月まで勤務したとする事業所は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、D社（所在地は、申立人が供述しているA社の所在地とほぼ同じ。）であることが確認できることから、申立人が申立期間に勤務したとする事業所はD社であったと推認されるが、当該事業所の同名簿においても、申立期間に係る申立人の記録は見当たらない。

なお、D社の事業主及び同僚13人については連絡先が不明であることから当時の事情を確認することができず、また、連絡先が確認できる同僚一人に照会をしたが回答を得られなかった。

加えて、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 30 日から 41 年 3 月 22 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、申立人が、申立期間勤務していたとするA社は、社会保険事務所(当時)において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社では、事業主と申立人の二人で勤務していたと供述しているが、事業主の氏名を記憶していないため、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月10日から55年6月30日まで
昭和53年11月から55年6月まで、株式会社Aの派遣社員として、B店のCに勤務していた。同社に勤務していた当時、健康保険料や厚生年金保険料など給与から控除されていた。同社に勤務していた期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた、株式会社Aの派遣先であるB店の同僚（B店の正社員であり、申立人の記憶していた同僚）は、期間の特定はできないものの、申立期間当時、申立人はCのDとして同店に勤務していたと供述している。

しかしながら、株式会社Aは、「申立人の在籍を確認する資料など残っていないため、申立人を雇用していたかは不明である。また、申立人については、厚生年金保険被保険者資格取得の届出は行っていない。さらに、当社には当時、複数の雇用形態があったが、申立人については、在籍、雇用区分等を確認することができず不明である」と回答しており、申立人と株式会社Aとの雇用の有無や雇用形態などは確認できない。

また、E基金及びF組合からも、申立人が加入した記録は無いとの回答があった。

さらに、雇用保険被保険者照会においても、申立人が株式会社Aで雇用保険に加入していた記録は確認できなかった。

加えて、申立人の申立期間当時、株式会社Aで厚生年金保険の被保険者資格を取得した元従業員11人（B店に派遣された従業員は含まない）に照会したところ6人から回答があり、このうち二人は株式会社Aの派遣社

員であったとの回答があったが、3人は派遣社員でなく技術職の社員で、残りの一人については雇用形態については不明である。

また、派遣先のB店の正社員である同僚からは、「派遣社員の場合は、Aが派遣先地区の派遣会社に依頼し、派遣会社から店舗に派遣するため、雇用形態などについては不明である」との回答があった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 16 日から 43 年まで

私は、昭和 38 年 3 月 30 日から 43 年まで、A株式会社B工場（現在は、C株式会社）に継続して勤務し、その間給料から厚生年金保険、健康保険等社会保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A株式会社B工場に継続して勤務していたと申し立てているが、申立人に係る雇用保険の離職日は昭和 40 年 12 月 15 日であり、同社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日（退職日の翌日）と合致することが確認できる。

また、事業主は、「申立人に係る当時の人事記録などの関係書類が保管されておらず、在籍を確認できる資料は現存していない。また、申立人が入寮していたと申し立てている当社社員寮に係る資料も現存していない。」と回答している上、D組合も、「申立人に係る健康保険組合の加入記録については、資料の保存期限が経過しているため確認ができない。」と回答している。

さらに、複数の同僚は、申立人が同社B工場に勤務していたと供述しているものの、期間については、「不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務を確認することはできない。

加えて、昭和 43 年 4 月 1 日設立のE基金（現在は、F基金）及びG会（現在は、H会）の加入員記録から、申立人の申立期間の記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から 20 年 12 月 12 日まで
A 株式会社に勤務していた上記申立期間に、賞与を分割して毎月支払われていたが、当該賞与分割分についてオンライン記録上の標準報酬月額に反映されていないので、標準報酬月額を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた給与明細書、事業主から提出を受けた給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿、雇用保険の被保険者記録及び事業主の供述により、申立人は、申立期間について、オンライン記録上の標準報酬月額と比較して高額月額報酬（賞与分割分を含む）の支給を受けていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、当該給与明細書における厚生年金保険料控除額及び上述の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿における社会保険料等の控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額とが一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月 26 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 50 年 4 月 3 日から同年 12 月 3 日まで

申立期間①のA株式会社（現在は、株式会社B）では、昭和 39 年 4 月 1 日から 47 年 7 月 31 日までの間、正社員としてフルタイムでCの業務を行っていた。給与からは寮費、所得税及び厚生年金保険料などの社会保険料を控除されていた。47 年 7 月 31 日の退職時に 1 か月分の給与と夏のボーナスをもらった記憶があり、末日まで勤務していたことは間違いないので被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②のD株式会社（現在は、E株式会社）には、昭和 50 年 4 月 3 日から勤務したが、同年 12 月 3 日ころからは本社勤務からF地所在のG勤務に異動となった記憶もあり、51 年 4 月 6 日まで勤務した。給与からは食券代、所得税及び厚生年金保険料などの社会保険料を控除されていたので、この間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA株式会社に継続して勤務していたと申し立てているが、申立人に係るA株式会社の雇用保険の資格喪失日は昭和 47 年 7 月 25 日であり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日と合致することが確認できる。

また、株式会社Bは、「人事関係資料が保管されていないため、採用年月日及び退社年月日などについては不明である。また、当時の給与の締め日、支払日及び保険料の控除方法についても不明である。」と回答している。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる 4 人の同僚に照会したところ、回答のあった 3 人全員が申立人の退社年月日につい

ては、「不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務を確認することはできない。

なお、同僚調査で回答のあった上記3人の同僚が記憶している自身の入社日及び退社日と厚生年金保険との関係を照合したところ、全員の退社日と資格喪失日が合致していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人はD株式会社に継続して勤務していたと申し立てているが、申立人に係るD株式会社の雇用保険の取得日は昭和50年12月3日であり、H基金が保管する申立人の基金加入記録の資格新規取得日は同年12月3日となっていることから、D株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と同日であることが確認できる。

また、事業主は、「事業所に保管されている人事関係資料は、昭和51年10月1日現在のものであることから、申立期間の資料は存在しないため勤務の有無等すべてに関して確認できない。申立期間についてはアルバイト等の雇用形態だったことも考えられる。」と回答しており、I組合でも、「文書保管期限が経過しているため、不明である。」と回答している。

さらに、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる4人に照会したが、回答のあった二人とも申立人のことを記憶しておらず、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

なお、同僚調査で回答のあった上記二人の同僚が記憶している自身の入社日及び退社日と厚生年金保険との関係を照合したところ、二人の入社日と資格取得日が合致していることが確認できる。

- 3 申立人の申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。